

平成 30 年 6 月 26 日

各市町村障害福祉主管課長
関係法人 代表者 } 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に定める知事が必要と認めた施設
及び額について（通知）

障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱別表 1 に定める知事が必要と認めた施設及び
額については、次のとおりとする。

1 知事が必要と認めた施設

2 種目	参照通知等
介護用リフト等特殊付帯 工事費	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005008 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフ ト等特殊付帯工事の取扱いについて」別紙 2 (1) イ、(3) イによる。
解体撤去工事費及び仮設 施設整備工事費	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005013 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工 事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」別紙 2 (1) 及び 3 (1) による。
スプリンクラー設備等工 事費	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンク ラー設備等の取扱いについて」第 1 の 2 及び第 2 の 2 による。

2 知事が必要と認めた額

2 種目	参照通知等
本体工事費	(イ) 大規模修繕等及びその他特別な工事費の基準額は、2 者 以上の工事請負業者の見積りのうち低い方の価格とする。
介護用リフト等特殊付帯 工事費	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005008 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフ ト等特殊付帯工事の取扱いについて」別紙 3 による。
解体撤去工事費及び仮設 施設整備工事費	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005013 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工 事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」別紙 2 (3) 及び 3 (3) による。
スプリンクラー設備等工 事費（既存施設）	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンク ラー設備等の取扱いについて」第 1 の 3 及び第 2 の 3 による。

